

日本学術振興会科学研究助成事業（学術研究助成基金助成金 基盤研究（C））

教育「支援」とその「排除性」に関する
比較史研究

中間報告書

2012年3月31日

研究代表者・三時眞貴子（愛知教育大学）

【許諾なき引用・転載不可】

目次

研究の目的・趣旨（三時眞貴子）	2
第一回研究会の記録	
子どもの流通／子どもの引き取り（江口布由子）	4
【文献紹介】 Pamela Horn, <i>Children's work and welfare, 1780-1890</i> , Cambridge, 1995.（中村勝美）	6
第二回研究会の記録	
就学義務の境界を歩いた人びと：米国visiting teacherを中心に、高知県の福祉教員との比較も視野に入れつつ（倉石一郎）	18
戦間期英国における「精神薄弱者」とコミュニティ・ケア（大谷誠）	22
第三回研究会の記録	
職業教育は教育か社会保障（福祉）か？（北村陽子）	26
20世紀初頭のイギリスにおける民間企業の職業教育と福祉職員—キャドベリー社の事例から—（土井貴子）	28
「福祉国家」構想と〈授産〉の歴史的布置——教育機会と生存保障のはざままで——（森直人）	31

○ 報告者・執筆者の肩書は報告時のものである。

教育「支援」とその「排除性」に関する

比較史研究の目的・趣旨

三時眞貴子（愛知教育大学）

本研究は、これまで社会的な困難を抱えている人々に対して行われてきた教育「支援」に焦点を当て、「支援」を行うことで生まれてしまう「排除性」に着目しつつ、その「排除性」を実践の場ではどのように捉え、運用したのかを歴史的に明らかにする国際比較史研究である。具体的には、19世紀から20世紀における、日本、イギリス、ドイツ、オーストリアの貧困児童や障害者、エスニック・マイノリティ、女性、失業者に対する教育「支援」を取り上げ、教育「支援」の実態を比較検討し、歴史的な文脈から立ち現われる教育「支援」の課題と可能性を明らかにする。

本研究が問題とするのは、教育「支援」によって何が保障されたのかではない。被支援者は、教育へのアクセスを「支援」される前に、その「支援」を受けるに値するかどうか選別される点に注目する。「支援」は社会的弱者を対象にしたものではあるが、全ての人に対して無条件に行われたわけではない。その時々状況に基づいて「教育を受けるに値する者」かどうかの選別が様々な方法、基準で行われていた。例えば、18世紀ロンドンに設立された民間の慈善施設「ファウンドリング・ホスピタル」は、母子保護を行う際、母親の性格を判断基準に選別を行った。また両大戦下のドイツの戦争障害者は、社会復帰のための職業訓練を受けるために、障害認定と訓練プログラム参加認定という二段階の選別過程を経なければならなかった。国であれ民間組織であれ、個人であれ、支援者がはじめから差別や排除を意図しているわけではないかもしれない。しかし「支援」には、選別を通じた排除の機能が不可分に結びついている。

したがって、本共同研究の目的は、教育へのアクセスに対する支援、すなわち教育「支援」に付随して見えるこの「排除性」が、実際にはどのように展開されていたのかについて歴史的に探ることである。具体的には支援者、被支援者、彼らをつなぐ媒介者（ソーシャルワーカーや教師）が選別による排除をどのように捉えていたのか、どのようにして選別が行われたのか、その過程について比較分析する。

本研究は研究代表者・分担者7名、連携研究者4名による共同研究である。そのため、国や対象の違いを超えて比較検討できるように、年度の当初に共通課題を設定した。一つ目は当該支援と国家との関係性、あるいは国内の多様な教育支援体制における当該支援の位置づけについて整理すること、二つ目は当該支援の仕組みだけではなく構造（支援者、被支援者、媒介者、被支援者の家族など）を明らかにすることであった。この一年、研究会を重ねるうちに次の二つの課題が新たな共通課題として浮かび上がってきた。一つは科

学的な知識・学問領域およびテクノロジーが「支援」に及ぼした影響である。本研究のメンバーが研究対象とするのは近代以降のことであり、「支援に値するかどうか」の判断が医療専門職や心理学者などによって「科学的」証明を必要とする状況があったことが明らかとなった。もうひとつはとりわけ戦間期を対象とする研究において、戦争が「支援」自体や被支援者に対するまなざしに与えた影響について検討することである。国によって戦争がもたらした影響は異なるだろうし、戦争がもたらした影響は非常に幅広いと考えられる。「国民」の育成や、戦争障害者の取り扱い、金銭的状况など「戦争」抜きに捉える事の出来ない問題が教育「支援」にも大きく影響を与えていたと考えられる。

本研究はテーマごとに「児童保護と教育「支援」」、「特別なニーズに対する就学「支援」」、「職業教育「支援」」の三つの部会を設定して研究を行っているが、個々のグループごとの共通課題も出てきており、来年度にはグループごとの共通課題を整理することになっている。また各部会で必要な場合にメンバー以外の研究者に報告をしていただいた（研究協力者）。今年度は以下のような研究会を行い、共通認識の形成をはかってきた（所属は報告時点のもの）。本報告書はこれらの研究会で報告された内容及び議論をまとめたものである。

①2011年度第一回研究会（2011年6月25日 慶應義塾大学三田キャンパス）

部会長：塩崎美穂（尚絅大学短期大学部）

江口布由子（高知工業高等専門学校） 「子どもの流通、子どもの引き取り」

中村勝美（西九州大学） 【文献紹介】 “Pamela Horn, *Children's Work and Welfare, 1780-1890*, Cambridge, 1994”

②2011年度第二回研究会（2011年11月20日 慶應義塾大学三田キャンパス）

部会長：河合隆平（金沢大学）

倉石一郎（東京外国語大学） 「就学義務の境界を歩いた人びと：米国 visiting teacher を中心に、高知県の 福祉教員との比較も視野に入れつつ」

大谷誠（同志社大学） 「戦間期英国における「精神薄弱者」とコミュニティ・ケア」

③2011年度第三回研究会（2012年3月11日 慶應義塾大学三田キャンパス）

部会長：北村陽子（愛知工業大学）

稲井智義（東京大学大学院・D1） 「児童救済・児童労働・児童福祉国家—日本子ども福祉史研究から」

土井貴子（比治山女子大学短期大学部） 「20世紀初頭イギリスにおける民間企業による職業教育—職業教育と福祉職員—キャドベリー社の事例から—」

森 直人（筑波大学） 「「福祉国家」構想と〈授産〉の歴史的布置——教育機会と生存保障のはざままで——」

姉川雄大（千葉大学） 「戦間期ハンガリーの職業教育に関する研究動向」

第一回研究会の記録

子どもの流通／子どもの引き取り

江口布由子（高知高専）

本報告では19世紀末から20世紀前半のオーストリアを事例として、生物学的な親子関係の外部にある子どもの育ちを、「子どもの流通 (Child Circulation)」という概念を鍵として考察した。「子どもの流通」は、子どもが家族関係にとどまらず、里子や養子、孤児という形態をとりながら様々な場所を移動しながら育っていくという状況を指す。そして、流通を引き起こす主たる要因は子どもの労働力と脆弱な養育環境であった (Peter N. Stearns, *Childhood in World History* (2nd Edition), Abingdon, Routledge 2011)。

こうした「子どもの流通」は一見、前近代的であり、家族や子育ての近代モデルに鋭く対立するものと想起される。たしかに近代的な法規範は生物学的な親子関係を権利と義務という観点から基礎に置いた。また学校教育の普及や児童労働の法的制限は「子どもの流通」を排除の最たるものだった。少なくとも先進国の農業労働に関しては、農業の機械化は「子どもの流通」の基盤となる児童労働を無用のものとした。しかし「子どもの流通」は簡単に廃れたのだろうか？近代的な教育や児童福祉の制度枠でも「子どもの流通」はなんらかの形で受け継がれたのではないか？本報告は、以上のような考えのもと、主に二次文献をもとにして、近代化モデルの普及ではなくみ取りきれない、もうひとつの近代の子どもの育ちの外形を明らかにし、その「排除性」と選別の一端を見ようという試みであった。

本報告では19世紀末から20世紀前半（第二次世界大戦まで）を以下のように主に四つの時期に分け、それぞれの時期の施設や事業を具体的に取り上げた。すなわち（1）帝政期における捨て子院（2）社会民主党のウィーン市政期（「赤いウィーン」）における「子ども引き取り所」（3）オーストリア・ファシズム期における福祉の民営化事業（4）ナチス期におけるアリア化事業の一環としての「子どもの流通」である。これらはランダムに選んだものではなく、それぞれの時期の政治勢力が同時代に対し自らの「分配の政治」を示すものであった。その意味で、それぞれの時期の「政治」（集団化と序列化の力学）のあり方がはっきりと刻印された施設や事業であった。

19世紀後半に隆盛を極めた国立の捨て子院は近代化によって活性化した「子どもの流通」のハブとして位置づけられる。捨て子院はたしかに児童保護や母親保護という機能もあったが、それだけでなく農業不況で困窮する農村貧困層に養育料として現金を、そして現物支給で雇える児童労働力を供給するという機能も持っていた。だからこそ施設では到底収容しきれない子どもたちを農村部に里子として出すことができたのである。本報告では、捨て子院を拠点とする「子どもの流通」が世界大戦と帝国の解体という政治的激変ののちどのように変化したのかを追った。

赤いウィーンの「子ども引き取り所」とは非行児童や被虐待児童を行政が親から引き取り別の施設へと移す市営の施設であった。同所はハブとして（すでに廃止されていた）捨て子院と共通の機能を持ちつつ、教育を目的とすることで捨て子院と鋭く対立するものだった。同所の子どもたちの個々の状況を事細かく調べようという姿勢はたとえば「ボックスシステム」と呼ばれた制度に現れている。この「ボックスシステム」とは（ちょうど同じ時期に専門職化しつつあった）心理学者が部屋で自由に遊ぶ子どもをマジックミラー越しに観察し、それぞれに適応的な保護措置を決定するというシステムであった。同時代から過度な介入主義と批判されてきたが、教育という目的を実現するためのあらゆる方法を試行した結果でもあった。

しかし教育的が故に財政負担は大きかった。1930年代に実権を握るオーストリア・ファシズム勢力は財政切り詰めのために赤いウィーン時代の施設や事業を次々と「民営化」した。その主たる手段の一つが「里子」であった。つまり、経済的苦境を乗り切るため「伝統的」な（捨て子院タイプの）「子どもの流通」が再び浮上したのである。財政支出削減という通奏低音が響くなか、1930年代後半、ナチスが政権を掌握したのちは二つの方向性が明白になった。ひとつは「子ども引き取り所」や矯正院などの児童福祉が持つ選別と排除の機能の強化である。同所はナチスの創作した人種ヒエラルヒーを他へ示すショーウィンドーとなった。一方で、さらなる「子どもの流通」の利用という方向性も明らかになった。戦争によって益々子どもの養育環境が悪化するなかで、捨て子院時代から存在する「子どもの流通」以外、ナチスが利用する手段はなかったのである。

以上のように雑ばくではあるが19世紀末から20世紀前半の「子どもの流通」の軌跡を追った。今後の展望としてはよりクリアに「子どもの流通」の「選別」の局面（とりわけ児童労働力の選別。あるいは労働力にする子ども、しない子どもの選別）を明らかにしたい。

【文献紹介】

Pamela Horn, *Children's work and welfare, 1780-1890*, Cambridge, 1995.

中村勝美 (西九州大学)

I. はじめに

本書はイギリス経済史学会が編集する”New studies in Economic and social History”シリーズの一冊である。このシリーズは近年、研究の進展が著しい社会経済史のなかでも関心の高いトピックを取り上げ、学生と教師のために、先行研究を整理し、最先端の議論を紹介する研究入門的な性格をもった叢書であり、前シリーズは1968年からマクミラン社で、新シリーズは1995年からケンブリッジ大学出版局から刊行されている。いずれも、その分野に関する代表的な研究者が執筆しており、日本語に翻訳、出版されているものも多い。

著者であるパメラ・ホーン(1936-)は、ヴィクトリア期の社会史研究で知られ、オックスフォード・ブルックス大学で教鞭をとる傍ら執筆活動に従事し、*Education in rural England, 1800-1914*(1978), *The Victorian and Edwardian schoolchild*(1989), *The Victorian country child*(1985), *The rise and fall of the Victorian servant*(1986)など多数の著作がある。

本書は、18世紀末から19世紀末までのイングランドの児童労働と福祉について、豊富な史料と文献を渉猟しながら概説したもので、産業化や都市化が労働者階級の子どもの取り巻く環境やその生活に及ぼした影響の全体像を明らかにしている。内容はイングランドに限定されているものの、個別地域の児童労働、福祉、教育について共に学ぶことは、「教育と福祉」の比較史研究をおこなう上で有益と考え紹介することとした。

II. 本書の構成と特徴

本書は産業化が進展し始めた18世紀末から19世紀半ばまでの、児童労働の規模や実態、産業化のなかで果たした役割や位置づけについて扱った第1章と第2章、児童福祉と呼ばれる領域がどのように生じてきたかを扱った第3章と第4章からなっている。1867年は児童労働に対する包括的な規制が実現した年であり、第二次選挙法改正が行われ、イギリスが民主主義への新たな第一歩を踏み出すことになった年でもある。

詳しい章と節の構成は、次のとおりである。

1 Introduction: 1780-1850s

- (i) Differing perspectives of childhood and child employment
- (ii) The Scale and nature of child employment

2 The impact of industrialization: 1780-1850s

- (i) 'Traditional' employments

- (ii) The factory system and textile production
 - (iii) Mining, metalwork and miscellaneous manufactures
- 3 Rescue and reform: 1830-1867
- (i) State intervention: its scope and limitations
 - (ii) Philanthropy and childhood deprivation
- 4 Work and welfare: 1868-1880s
- Conclusion: the working-class child in the 1880s

本書は100年以上の長期間にわたり、下層階級の子どもたちの生活を、かれらを取りまく社会や経済の状況とともに描き出している。過酷な労働や浮浪、犯罪、虚弱な身体など、社会にとっての危機感や道徳的な混乱をもたらしたとき、子どもたちの存在は注目を集めた。子ども期や子ども観の変化を社会経済的な文脈からも丹念に明らかにし、教育や福祉の視点を相対化してくれる好著である。

Ⅲ. 本書の概要

1. 序章：1780年から1850年代まで

1-1 子ども期と子どもの雇用

18世紀末から19世紀末の時代、子どもとは14歳未満の少年少女のことを指していた。かれらは、社会の従属的成員であり、個人の権利をもたず、親の絶対的権威のもとにある存在であった。当時は、秩序的な家庭生活が社会の調和をもたらすと考えられていた。しかし、この単純な社会モデルは、親が保護者としての役割を果たさなかつたり、死んだりすると簡単に破綻してしまう。政府（国家）は、ゆっくりと不承不承ながら、注意深く限定された領域でのみ家族に介入し、子どもと若年者の保護についての最低基準を定めた。必然的に、子どもの生活に対する大人の監督と統制は強化されたが、公的な関与は家庭の神聖を侵さないという条件付きであった。

1-2 児童労働の規模と性格

18世紀末から19世紀半ばまで、下層の人々の間では、子どもの労働は広範に受容されていた。19世紀初めの工場・炭鉱労働の法制化でさえ、子どもの労働を禁止することは意図されていなかった。ただし、児童労働の規模については今なお論争が続いている。

19世紀、子どもは総人口のかなりの割合を占めており（15歳未満人口は1671年には28.5%であったが1926年には39.6%に上昇）、とくに貧しい家庭では、子どもを扶養する期間をできるだけ短くするために、働けるようになるとすぐさま働かせた。子どもの稼ぎは世帯収入の増加に重要な貢献を果たしており、19世紀半ば、サマーセットの視学官は「週10シリングで生活し

ている家族において、子どもが週3シリング稼ぐことができるなら、子どもを学校に行かせることは期待できない」と述べている。

しかしながら、Hugh Cunninghamは18世紀末から19世紀初頭、子どもができる仕事はあまりなかったと主張する。家内手工業が盛んな地域を除けば、人口の増加と農業改革の進展により、ほとんどの子どもは全く雇用されていないか、パートタイムの仕事をするかのどちらかであった。

産業革命以前、子どもの雇用機会は農業や手工業分野での家族の補助的な仕事を中心としていた。1851年のセンサスによると、子どもたちの多くは伝統的な産業（農業、家事奉公、織物業）で、雇用されていることが分かる。【表1】

1850年代まで（ロンドンでは20世紀まで）、生産現場のほとんどは工場ではなく、小規模な作業場であった。そのなかで繊維業が機械制工業（工場制度）を導入し、家内制手工業からの転換が進むにつれて、児童労働の性格そのものを変えていった。

繊維業界において、どれほどの子どもが働いていたのだろうか。1816年には、綿産業全体の労働者のうち、14歳未満の労働者は20%を占めており、技術の革新により児童労働がそれほど必要でなくなった1835年においても、13.1%存在した。（絹織物工場では29.5%）児童労働は産業革命の発明品ではないけれども、はじめて子どもが経済の重要なファクターとなったことで、繊維業における児童労働を論争的問題に押し上げたのである。もっとも、HartwellやNardinelliは、当時の調査員会の証言には誇張があり、子ども期の実態に誤解を生じさせたと指摘している。

○就労年齢

子どもが働きに出る年齢は、性別や家族構成、地域、産業により多様であった。概して少年は少女よりも早く仕事に就く傾向があり、父親のいない少年や大家族の長兄は早くから働いた。一部の産業では就業年齢が低く、炭鉱地方では、6、7歳、レース製造や麦わら編みが盛んな地域では5歳から働くことも稀ではなかった。

19世紀半ば頃、農業では6、7歳で季節労働をはじめたが、定職に就くのは10歳以上になってからであった。綿産業では7～9歳で単純作業に従事することが多かった。1851年センサスの結果から分かるように、子どもたちの大多数は定期的な賃労働をしていない。もちろん、これらには不定期の仕事や家の手伝いなど、調査員に職業として申請するほどでもない仕事は含まれていない。【表1】

○子どもの賃金

子どもの賃金は成人よりも低く抑えられており、自活できるほどの収入は得られなかったため、児童労働者の多くは家族や親せきと同居していた。しかしながら、家計に余剰の収入をもたらさず、大量消費財の購入に充てられ、製造業の発展にも寄与したと考えられる。

2. 産業化のインパクト：1780年から1850年代まで

2-1 伝統的雇用

大量生産技術が発展しつつあった1851年においても、子どもの職業でもっとも多いのは、男

子では農業、女子では家事労働であった。このほかにも、センサスでは家内制手業(麦わら編み、レース編み)、家事奉公・子守、メッセンジャー・使い走り、製靴業などが多数を占め、子どもの労働の大半は伝統的な産業であったといえる。

これらの伝統的な仕事では、親や親せきの手伝いや雑多な仕事を受け持つことが大半だった。子どもたちは家族や親せき、親密な個人的監督を行う雇用者の指示、監督のもとではたらいっていたので、仕事は過酷であったかもしれないが、仕事の内容や時間は子どもの年齢や能力に応じて、調整可能であった。

煙突掃除の徒弟たちの窮状に対する懸念は18世紀末から拡がり、かれらの境遇を改善しようとする努力は幾度も試みられた。しかし、家の所有者たちは煙突掃除を必要とし、代替する手段がないため、この商売が実効性を伴って法的に禁止されるにはおよそ一世紀を要した。煙突掃除人の事例は、法制化のみが社会悪の解決策だと思いこむことの危険性とイギリスの社会改革の典型例を示している。世論が学び、建築業者が子どもではなくブラシで安全に掃除できる煙突をつくって初めて、残忍な児童労働は消滅した。

2-2 工場制と綿製造業

児童労働における質の変化

綿産業においては産業革命以前から、家内制手工業者たちが補助的な労働力として子どもを使っていた。1800年ごろからは手織りの賃金が低下したため、職工たちの労働時間が長時間化し、貧しくて子どもを学校にやれなくなった。その結果、家庭で働く子どもの労働条件も悪化した。ところが、子どもが工場で働くことには良心が痛むのに、家業を手伝うために子どもがこき使われるのは当然のこととみなされてきたのはなぜだろうか。

1770年代以降、大量生産の手法が綿工業に導入されたことによって、児童労働は大きく変質した。生産の場が家庭から工場へと変わり、子どもたちは工場のベルによって集まる労働力として、見知らぬ他人により管理されることとなった。規律は厳しく、軍隊に匹敵するほどであった。

工場制度は雇用の創出以外にも、子どもに大きな影響を与えた。工場制度は規則や規律、時間厳守を強調した。工場では機械の秩序に従うよう訓練された子どもが必要であり、工場主たちは道徳や宗教教育を含む学校教育が、こうした態度をしみ込ませる上で有益であると気づいた。こうして、日曜学校のように従順な労働者の育成に資する学校の設立が相次いだ。実際に工場で働く子どもは、仕事のため、あるいは学校不足のため、教育からは排除されていた。

教区徒弟

初期の紡績工場は水力を動力としていたので、工場は人里離れた場所に建設された。そのため、ロンドンや大都市の救貧院から、貧民の子どもが工場へ送られ、21歳まで工場で教区徒弟として働かされた。産業革命の最初の20年間、教区徒弟は安価で大量に動員可能な労働力として利用された。かれらの労働の対価は、食べ物と衣服、住居であったが、その待遇は工場によって様々

だった。大都市では「自由」な児童労働の供給が豊富にあったので徒弟を雇用する工場は一部に限られた。

児童労働規制への動き

1820年代まで、綿工場において若年労働力は必要不可欠であった。1810年代では、工場労働者のうち、およそ5分の1が13歳以下、マンチェスター最大のマコーネル・ケネディ工場では労働者の4割が8歳から15歳の子どもであった。1820年代以降、技術の進歩により児童労働の必要性は徐々に低下したが、依然として、児童労働なしに工場を経済的に稼働させることは難しかった。

改革者たちは、児童労働の撤廃をめざしたわけではなく、ひどい虐待をなくすために、規則を定め、児童労働を規制しようとした。立法による児童労働の規制は、1802年の「徒弟の健康と道徳に関する法律」から始まる。医師により工場内の環境の劣悪さや長時間労働の実態が告発され、教区徒弟の問題が社会的関心となったことを受け、かれ自身その一族が綿工場を経営していた初代ロバート・ピールにより1802年法は発議された。

1802年法は、綿工場及び毛織物工場で働く教区徒弟に対し、夜間労働および一日12時間以上の労働を禁止し、徒弟期間の最初の4年間に読み書き算の教育（週日）と宗教教育（日曜）を行うことを義務付けた。また、徒弟に年一回新しい衣服を支給すること、工場内には最低限の換気設備と下水道設備を設置することが定められた。

これらの規制は、1819年に新しい法律が成立するまで、自由な子どもたちに適用されることはなかったし、1819年になっても梳毛織や絹・麻工場で働く子どもは保護されなかった。絹織物ではまだ児童労働力が必要とされていたからである。1802年法の成立は、蒸気が主たる動力となった結果、工場の多くが都市部に建設されるようになり、徒弟でない子どもをより簡単に集めることができるようになった時期、ロンドンの教区が大量の貧民の子どもを工場に送るのをやめた時期と一致している。1802年法は、教区徒弟の重要性が消失した後に成立した。さらに、効果的な執行機関がなかったため、教区徒弟の労働条件は、相変わらず工場の親方たちの考え方に左右された。

・工場での家族的雇用形態に関する Smelser と Anderson の論争

1820年代には、成人労働者も含めた労働時間短縮への圧力が高まり、子どもは工場で働くだけでなく、学校へ行くなど子どもらしい活動もすべきだという考え方が広がった。皮肉なことに、実際にはこの時期、工場労働の最悪な特色はすでに消滅しつつあった。より啓蒙的な産業家は、注意力の喚起や規律を教え込むための手段を体罰から、教育へと変化させつつあった。また、初歩的な識字力は工場の効率化に不可欠と考えられるようになった。

初期の工場労働は児童労働とみなされていた。子ども期の終わりとともに工場労働は終了し、子どもたちは大した苦もなく、別の職業へ移行していった。ただし教区徒弟の場合、徒弟期間の

終了後、次の仕事を見つけることは困難であり、次第に教区徒弟を工場へ送ることは減少した。女性の場合、子どものときあるいは若いうちに工場で働き、妊娠した時や他の仕事を見つけて辞めることが多かった。

2-3 鉱山業、金属加工業、その他の産業

産業革命の第一段階では、改革者たちの主たる関心は、繊維産業で働く子どもの労働条件に注がれた。鉱山で働く子どもの惨状が明らかになったのは、1830年代以降である。当時の人々にとって、鉱夫とその家族は別のコミュニティに属する別の階級という意識であった。その他の金属加工業や陶器産業の場合、その地域では主要産業であっても、国民全体からすると数の上では少数派であったので、児童労働の実態が過酷だったにもかかわらず、1860年代以前には法的規制はほとんどなかった。

3 救済と改革：1830年から1867年まで

3-1 国家の介入

国家が工場法等を通じて介入する以前、児童労働に何の規制もなかったと考えるのは誤りであり、親による監督や経済的な環境が一定の役割を果たしていた。

繊維産業の場合、実効力を伴う法律が整備され始めた1830年代以前に、技術革新が児童労働を不要にしつつあったし、違法とされた年齢やカテゴリーに分類される子どもの数は少なかった。立法による児童労働の規制はきわめて限定的な影響しかもたらさなかった。（1833年、9歳未満の児童労働者は綿産業で、わずか0.03%、毛織物業で1.02%であった。絹織物では2.7%であったが、レース産業と同様法の適用外とされた。）

19世紀の子ども史を煙突掃除人や炭鉱労働者、継糸工など少数の子どもたちの視点で描くことは危険ですらあり、それほどドラマティックではないその他の多数の子どもたち（農業、商業、職人）や家庭、学校を無視することになる。

イギリスにおける労働法制の先駆とされる1802年法も、実際には教区徒弟という限定的対象を扱うにすぎず、徒弟制度の終焉（旧式の労働規制）とみなす方が正確であろう。労働法が広く議論され、良心的に適用されるようになったのは、政治不安が高まり、改正選挙法が成立し、奴隷制が廃止された1830年代である。

Nardinelliは、工場改革を主導したのは次の4つの圧力団体であったと指摘している。

① 工場労働者：成人労働者の労働時間短縮の手段として

子どもの労働自体には反対しないが、無軌道な児童労働に反対する立場であり、子どもへの直接的影響だけでなく、成人労働者への間接的影響、波及効果を考慮した。

② トーリー、人道主義者（家父長主義）

自分を守ることでできない弱者を保護するのは、統治階級の義務であると考え、子どもの宗

教的、道徳的教育のはく奪状態を批判した。

③ ロマン主義者

産業化以前を黄金時代とみなし、人々を土地から切り離し子どもを労働市場に駆り立てた産業革命を批判した。

④ レッセ・フェール支持者（1840年代～）

子どもを未来の労働力に対する合理的投資手段とみなし、過労により子どもが健康を損ねると、その後の生産性が低下するので、経済的見地から労働規制を支持した。
これらに加え、工場改革を推進したのは、政府そのものであった。

⑤ 政府

1830年代以降、調査のための特別委員会、王立委員会の設置、報告書の刊行、法律の制定を通じて、児童労働者の保護に乗り出した。工場査察官の権威が確立されると、児童労働からの子どもの保護は国家の領域となった。

1830年代以降の工場法の主な内容は以下のとおりである。

○1833年工場法

- ・ 絹を除くすべての繊維工場において9歳未満の児童労働を禁止
- ・ 9歳から11歳（後に13歳）の児童労働を1日8時間、週48時間に制限し、1日2時間の学校への出席を義務付け（ハーフタイム制）
- ・ 13歳から18歳の若年労働者は1日12時間労働
- ・ 4名の査察官を任命

法の順守を監督する査察官の任命により、初めて法の実効性が高まった。

○1844年工場法

- ・ 児童雇用の最低年齢を8歳に引き下げ。
- ・ 労働時間の短縮と教育時間の増加

○1867年作業場規制法

- ・ 織物業のみであった1833・44年法の原理を他の産業に波及させる。
- ・ 現実には、無数の作業場を査察することは不可能であったが、一つの到達点。

政府は法制化により、もっとも幼く、弱い子どもが、自分自身を守ることができない状況に置かれている場合、議会がそれを保護する必要性を示したが、「主人と召使の関係」「親子関係」に介入するという点において、その決定は容易なものではなかった。

しかしながら、この時期、社会的領域、教育の領域において、国家介入という概念が徐々に受容され始めた。

19世紀半ば、ハーフタイム制は子どもの過重な労働を規制する望ましい教育的革新として受け止められた。ハーフタイム制が子どもの十分な教育機会を妨げるものとして批判されるのは、児童労働が衰退し、学校教育が普及する1870年代になってからであった。

1867年の時点でも、児童労働に関する法制度は、カバーする領域、効果のいずれの面におい

でも継ぎはぎだらけであった。雇用主のなかには法に付随する義務を果たすよりも、児童労働をまったく用いないことを選択する者もいた。解雇された子どもたちは、まだ規制が不十分であった農業や、小規模生産業、家事奉公人、行商人などとして働いた。大都市では、たんに通りをうろつく子どもが増加した。

「子どもたちは街頭や路地でのらくらし、貧民街でたむろして、マッチを売ったり、使い走りやタバコ屋で小銭を稼いだりしているが、誰からも構われていない」児童労働の規制とともに生じたこの状況をどうにかすることが、1870年教育法の使命であった。

3-2 フィランソロピと子どもの剥奪

19世紀半ば、工場の子どもの苦境に対する社会的関心が高まったことにより、都市の路上で生活する見捨てられた貧しい子どもの存在にも注意が向けられることになった。メイヒューによる社会調査により、社会の周縁に生きる貧しい子どもたちの存在が確認された。

ある10歳の少女の母親は死に、父親は飲んだくれの職人である。少女は父親に金があるときは学校に行く。父親が家に帰って来なくなると、一週間位の間、自分で稼がなければならない。露店の店主が留守をする間の店番をしたり、使い走りをしたりして、一日半ペンズ稼いだり、パンをもらったり、そうして暮らしている。

メイヒューを驚かせたのは、この少女の惨めな生活ばかりではなく、彼女のような放任された子どもたちがこうした路上生活に慣れており、それ以外の生活には適応できそうにもないことであった。

ロンドン、マンチェスター、シェフィールドのような大都市では、数千人規模の放任された子どもたちが路上で生活していた。1830～40年代には、さまざまな統計協会が「道徳的な地勢図」を作成して、少年非行と社会的剥奪との関連性を指摘し、急激に人口が増大する大都市のスラム街に対する不安をかきたてた。

改革者の動機は、宗教的、利己的、人道主義的なものなど多様であったが、勤勉さの価値や道徳、正直さを教え込むことを通じて少年たちを変化させる「教育」の有効性への信念は共通していた。

こうして、1830年代から、「ぼろ服学校」、district school の創設など、貧民の子どもたちを社会に包摂しようとする試みが開始されたが、それらは子どもの将来の生活を希望あるものにするためなのか、社会統制・規律化なのかという両義性を伴っていた。

さらに、犯罪少年、触法少年、虞犯少年に対しては、矯正学校 (Reformatory School) と授産学校 (Industrial School) が創設された。ヴィクトリア時代の人々にとって、「貧しいが正直な少年」と「犯罪者」の間には取るに足らない差しかなかった。社会的にはく奪を受けている子どもに対する処遇は、社会のための犯罪抑止なのか、本人の更生を目的とするのか判別できない場合が多かった。しかしながら、1850年代から60年代にかけて、貧しい子どもたちの特殊な問題に対する理解や認識が深まった。授産学校の実践を通じて、親が子どもの身体的、知的、道徳的福

祉を実現できない場合には、国家が親代わりになる権利が確立された。

4. 労働と福祉 1868-1880 s

学校教育の普及と福祉

学校教育の普及は徐々にではあるが、学齢期に学校へも行かず、働いてもいない子どもに対する社会の関心を高めた。マンチェスターやバーミンガムではそうした子どもは推計 25~30%にものぼり、作業場規制法により状況はさらに悪化した。1870 年教育法の意図は、一つには、個人にとって不幸だけでなく、共同体には危険となる犯罪やみじめな生活のもととなる無知をなくすことであり、学校教育から排除されてきた子どもを包摂するため、地方税によって学校委員会を創設することにあった。基礎教育を受けた労働者の必要性は、海外との経済競争により高まり、1880 年より、就学の強制が強化された。様々な経済上の困難にもかかわらず、社会的はく奪を受けた子どもたちが初めて小学校に就学するようになった。その結果、最下層の子どもの言語、数的リテラシーの向上がみられた。かれらの就学は、最下層の子どもたちの栄養不足や不衛生さ、体をむしばむ病気を白日の下に晒した。これにより、学校給食や学校保健への関心が高まった。また、障害をもつ子どもの就学も徐々に取り組まれるようになった。

給食サービス等は主として慈善団体が支援した。1880-90 年代には、学校給食と検診について、チャリティの枠を超えることには、親の権利の侵害あるいは労働者家族の自立心の妨げとなるという観点から、まだ批判があった。

ハーフタイム制への批判と児童労働の減少

1830-40 年代には、ハーフタイム制は児童労働者に教育の機会を与え、労働時間を制限するための「救済」装置であると信じられていたが、1880-90 年代には、子どもたちの教育機会を奪い、雇用者に安価な労働力を提供するものと批判されるようになった。この間、繊維業を中心とする技術革新が進行し、児童労働への態度は大きく変化した。その結果、総労働者に占める児童の割合は 1874 年に 12.5%、1885 年に 8.9%、1890 年に 7.8%へと減少した。

親の虐待・搾取からの子どもの保護

1883 年にリバプールで結成された児童に対する虐待防止協会は、やがて全国組織へと発展した。既存の法律による児童労働をさらに細かく規制し、幼い子どもが行商や使い走りをする事、夜間労働などへ対応するものであった。

1889 年の児童虐待防止および保護法は、虐待、ネグレクトに対する処罰や、児童労働、夜間労働の禁止・制限、親の虐待の場合の親権の制限（裁判までのあいだ安全な場所に子を移し、有罪の場合親戚や適した人物（慈善団体含む）にゆだねる）を含んでいた。1889 年法は、子ども及び親と子の家族関係をイングランドで初めて包括的に取り扱っており、子どもに対する親権の制限を含むという意味で画期的であった。これまで聖域とされてきた家庭の領域に国家が介入する意思の表明とみなしうるものであった。

女子の性的搾取からの保護

1889 年法には女子の路上での夜間労働の禁止条項が含まれているが、これが意味を持つには「同意能力を有する年齢 (age of consent)」の引き上げが急務であった。1871 年には、12 歳から 14 歳への引き上げは、貴族院で否決された。工場法、1870 年教育法では 13 歳を子ども期の終了としていることを根拠に、13 歳が同意能力年齢となり、ようやく 1885 年、16 歳未満の買春は違法となった。

1870 年教育法と団体主義 (collectivism) 的精神

1870 年以前にも多くの子どもは、かれら自身の生活や人生のために学校に行っており、教育法によって恩恵を受けたのは、もっとも剥奪された子どもたちであった。

1870 年教育法以前、制定法には子どもに関して断片的な記述しかない。大法官には、伝統的役割として、すべての乳幼児の守護者としての義務があったが、実際にはそれが行使されることは財産管理を除いてめったになかった。大多数の子どもは、志ある人が大衆の意識を喚起したとき以外、ほとんど顧みられることはなかったが、多くの子どもが学校に集められるようになって、人々の関心を呼ぶようになり、かれらの恵まれない境遇を改善するための手段が講じられるようになった。(1870-90 年まで、教育領域のみでも 20 以上の法律が制定され、児童福祉への関心の高まりは頑迷な児童売春の問題にさえ影響を及ぼした)

先駆的改革のほとんどは実効性に乏しく、さらなる改革を必要としたが、この過程を通じて子どもの地位は変化した。社会的剥奪を受けた子どもに、乳幼児期の数年間を安全に生き延び、大人になってからの責任に備えて準備する機会を与えた。

5. 結論 1880 年代の労働者階級の子ども

子ども期の延長

労働や教育に関する法律の制定と経済・社会状況の変化を概観した結果、1780 年からの 100 年間に人生における子ども期は徐々に延長されたといえよう。1840 年代まで子ども期は 8 歳で終わりを告げたが、1880 年代には 13 歳まで延長された。そして、子どもには適さない職業があること、労働条件の契約など子どもを法的に保護する必要の認識が社会に浸透した。

子ども観—変わったものと変わらなかったもの

18 世紀末、下層階級の子ども期はほとんどが労働の世界への準備期とみなされていたが、19 世紀後半には、カニンガムが指摘するように、それ自体、意味をもつ人生の一時期とみなされるようになった。子どもにとっての遊びや楽しみは重要なものとみなされるようになった。1860 年代から 70 年代には家族の規模が縮小したことにより、一人ひとりの子どもがもつ価値が増大した。家庭や、職場でのしつけは緩和し、体罰も減少した。1889 年法は大人の子どものための態度の変化の象徴である。

一方、大部分の子どもは「抑圧的」パターナリズムに服従したままであった。親子関係の基本

は、子どもに善悪の判断を教え、家庭内の秩序を維持するために子どもの行動を規制することであったし、犯罪少年たちの保護は開始されたが、懲戒は依然厳格であった。

子どもの身体

都会のスラムの子どもたちの貧弱な身体と不健康さは、1880年代から90年代に実施された社会調査（ブースなど）により強調された。（ドイツの脅威、経済的軍事的競争力、イギリスの地位の低下への懸念）

この時期、優生学者による「国民の退化」論を先取りし、将来の親となる子どもの健康の必要性を強調する議論が盛んになった。これらは、家庭科など女子カリキュラムに影響を及ぼしたし、1880年代にはじまり、20世紀初頭に最高潮に達する「国民効率」運動に緊迫感を与え、労働者階級の子どもに対する社会の態度を大きく変えた。

表 1

★表 7-2 年齢集団ごとの子どもの主な職業（1851年・1871年）

○5-9歳 (単位：人)					
	少年		少女		
	1851年	1871年		1851年	1871年
農業労働	5,463	3,212	麦わら編み	2,746	1,589
使い走り	2,158	255	レース編み	2,590	626
綿産業	2,072	2,589	綿産業	1,477	2,182
梳毛織物業	1,654	1,576	梳毛織物業	1,271	1,914
麦わら編み等	1,422	462	毛織物業	814	261
炭鉱業	1,209	219	靴下編み業	762	140
総年齢人口	1,050,288	1,350,819	総年齢人口	1,042,131	1,355,707
労働人口	21,483	11,511	労働人口	14,939	9,949
総年齢人口に占める児童労働者の割合	2.0%	0.9%	総年齢人口に占める児童労働者の割合	1.4%	0.7%

○10-14歳					
	少年		少女		
	1851年	1871年		1851年	1871年
農業労働	73,054	71,417	家事奉公	50,065	89,699
使い走り	38,130	36,585	綿産業	29,038	43,150
農業奉公人	25,677	21,942	梳毛織物業	10,586	12,876
綿産業	25,613	31,134	絹織物業	10,533	7,344
炭鉱業	23,038	27,502	農場奉公	10,085	1,984
その他の労働者	13,478	21,177	レース編み	8,628	5,240
靴屋	9,700	6,525	毛織物業	7,333	7,304
総年齢人口	963,995	1,220,770	総年齢人口	949,362	1,203,469
労働人口	352,599	392,241	労働人口	188,977	246,829
総年齢人口に占める児童労働者の割合	36.6%	32.1%	総年齢人口に占める児童労働者の割合	19.9%	20.5%

出典) 勝山吉章編著「西洋の教育と歴史を知る」あいり出版、2011年。

参考文献

Cunningham, Hugh(1990) ‘The employment and unemployment of children in England c.1680-1851’ , Past and Present, 126.

Nardinelli, Clark(1990) Child Labor and the Industrial Revolution.

Hartwell, R. M. (1971), *The Industrial Revolution and Economic Growth* (London).

Anderson, M. (1971) *Family Structure in Nineteenth Century Lancashire* (Cambridge).

Anderson, M. (1976) ‘Sociological history and the working-class family: Smelser revisited’ , *Social History*, 3.

Smelser, Neil J. (1972 edn) *Social Change in the Industrial Revolution* (London).

第二回研究会の記録

就学義務の境界を歩いた人びと：米国visiting teacherを中心に、高知県の福祉教員との
比較も視野に入れつつ

倉石一郎（東京外国語大学）

本報告では、拙論（「学校を基盤とする福祉的サービスとその制度化をめぐる：米国における visiting teacher の経験を中心に」『教育学研究』78 巻 2 号、2011 年 6 月）の内容に基本的に沿いつつ、論文の中で十分に議論を展開することができなかった以下の 2 点について補いながら論を進めた。すなわち(1)米国における就学義務法の法制度とその運用の実態、とりわけ革新主義期における児童労働法との関係、(2)ニューヨーク市における visiting teacher 制度化のもとで、精神薄弱児の特別学級部門に visiting teacher が配置されたことに簡単に触れられていたが、その関わりがどのようなものであったか、以上 2 点である。

またこの研究がどのような文脈的広がりをもつかを示すため、報告者が日本をフィールドに進めている高知県の福祉教員の事例に適宜言及し、比較対象をはかった。福祉教員とは戦後の長欠・不就学対策にあたるため配置された、特別の教員のことである。

はじめに、日本の福祉教員研究から米国の visiting teacher 研究まで自分の研究関心に一貫して流れている問題意識を明らかにした。それは第一に、就・通学支援にかかわった「ひと」（エージェンシー）への関心であり、また学校という機関における境界人性、すなわち学校における教育活動の傍流をになうその立場への興味関心である。第二に就・通学におけるマイノリティ問題への強い関心である。福祉教員が実質的に被差別部落（同和地区）の子どもの教育問題に深くかかわったのと同じく、visiting teacher 誕生の重要な背景は革新主義期における移民、とりわけ非アングロサクソンの東南欧移民の急増であった。

また本共同研究のテーマとも関わる点として、特別なニーズをもつ子どもの教育に関する総合的アプローチを可能とする「特別な教育」研究との共振関係を指摘しておきたい。この視点は千賀愛、河合隆平らが、従来の特殊教育・障害児教育史の限界を突破することを企図して提起したものだが、じつは福祉教員のエピソードはこの視点に立つことによってのみ正当な解釈が可能であった。その活動の射程は部落問題にとどまるものでなく、出席督励の発展として、通常学級で排除される子どもの特別学級編成に携わるなかで、多くの者が障害児者の問題に目をひらき、それを生涯のライフワークとした教員もいたのである。今回の報告では、visiting teacher の事例もまた「特別な教育」研究の格好の対象であることを示せると考えている。

また教育と福祉との連携の形態を比較社会的に考察とするという点では、アメリカ合衆国のもつ特異性に注意が払われねばならない。さしあたり、革新主義期における就学支援

活動の高まりの背景としてソーシャル・セトルメント運動やプライベート・セクターの民間諸団体の果たした役割を指摘した。しかしこれはその他の社会にも共通してみられる動向であり、今後より精緻に米国の特殊な条件が考察されねばならない。

米国における就・通学支援のあり方をエージェントの視点からとらえるためには、visiting teacher 論だけで完結させることはできず、各州における就学義務法制の成立とともに歩んできたエージェントたる怠学取締官(truant officer)が不可欠の存在である。拙論では怠学取締官と visiting teacher との対照をいくつかの面から行なったが、報告では各州の就学義務法体制のなかでの怠学取締官の位置づけに注目し、20 世紀に入ってから法改正ではじめて、取締官の事業所への立ち入り調査権が付与され、児童労働を理由とする欠席に対処する条件が整ったことを明らかにした。また時期を合わせて児童労働法も改正され、労働許可証を発行する健康委員会への学校発行の出席証明と成績証明の提出が義務づけられるなど、教育行政と労働行政との連携が成立したことも明らかにした。

また拙論では visiting teacher との対比を強調する文脈で、怠学取締官が長欠児に対してもっぱら処罰的、権力的に対処することに焦点を合わせたが、各地での visiting teacher の活躍に注目が集まったのちの 1910 年代後半には、怠学取締官においても取締り(police)より予防(prevention)、処罰(punishment)より支援(help)のパラダイム転換が少なくとも公式には言明されるようになり、欠席理由の探求や関係機関との連携によるその除去というソーシャルワーカーの立場に近づきつつあったことを明らかにした。

全米でも visiting teacher の活動が盛んで、最も早く公的セクターによる雇用が実現したニューヨーク市の事例は、米国における就・通学支援活動発展の典型的なパターンをあらわしていると考えられる。すなわちそこには、市内各地に展開したソーシャル・セトルメントの活動がふかかくかわり、また市政改革を志向する市民女性団体のニューヨーク市公教育協会(Public Education Association of the City of New York)が主導的役割を果たした。欠席をしがちな子どもへの家庭訪問やケアに限らず、当時のソーシャル・セトルメントはさまざまな革新的な教育実践を自らデモンストレーションとして行ない、その効果を社会にむけてアピールしてその事業を学校に採択させる(すなわち私費から公費サービスへと移行させる)ことを使命としていた。その例としては初等学校への幼稚園付設、遊び場整備、学校看護(ナーシング)、成人移民向け英語教室、家事・裁縫教室など多岐におよぶが、極めて重要なのはその中に(公立学校での)障害児のケアも含まれていたことである。Visiting teacher もまた、その成功例として位置づけることができる。またセトルメントが設立当初から最も重要なものと位置づけていたのが移民のアメリカ化(Americanization)であり、この点でも移民の子どもに顕在化する欠席や怠学問題を主たるターゲットとした visiting teacher の母体となる必然があった。

また visiting teacher の誕生から全米規模への成長期まで一貫して、その活動の中心に位置したニューヨーク市公教育協会については、拙論でもこれまで詳細に論じてきたところである。協会の活動を担った女性活動家と、セトルメント運動家には人的な重なりもみ

られた。これら女性社会改革家のマターナリスト的な立場が、就学支援の実践にどのように影響を与えたかは今後、考察の課題となるであろう。

拙論において論じたように、1913年9月、ニューヨーク市公教育協会からの要望がようやく認められ、市教育委員会がvisiting teacher雇用の予算をつけた。そしてその配置先には通常の公立学校のほかに、無学年特別学級(Ungraded class)の主事(Inspector)というポジションが含まれていた。この特別学級の存在とvisiting teacherとの関連づけは拙論において十分に行なわれていなかったもので、本報告のテーマとした。まず1910年頃のニューヨーク市には特別学級として、この無学年特別学級のほかに特別Cクラス(非英語圏出身移民児童のための英語速成クラス)、特別Dクラス(労働許可証を得るため、児童労働法に定める学力レベルへの向上をめざす補習学級)、特別Eクラス(移民、知的障害以外の学習遅滞児向けクラス)があった。しかしこれらは分化したあとの形態であり、世紀転換期の開設当初は、無学年特別学級という一つの器に、学校運営の側から「足をひっぱる存在」「厄介者」視されたあらゆる子どもが送り込まれていた。その後、上記のように制度の分化によるある程度の整理が行なわれ、残余カテゴリーとして最終的にのこった無学年特別学級は、精神薄弱児向けのクラスとしての性格を鮮明にするようになった。

こうした性質をもつ無学年特別学級をつかさどる部門に配属されたvisiting teacherに託された仕事は、無学年特別学級にいる子どもたちの中から逸脱例を探し出すこと、すなわち本来は別の処遇が望ましいにもかかわらず無学年特別学級に措置されている子どもを発見、よく調査し、本来の措置先に移しかえる業務であった。また教師から教育不可能と見放されていた子どもについて、医療機関につなぎ診断をあおぐことで実際には軽度、または治癒可能と判明するのに尽力したとの事例もある。また普通校に配置されたvisiting teacherに対して期待され、また実際に遂行された役割も、精神薄弱児か否かをめぐる線引きにかかわるものであった。すなわち校長による、問題児の無学年特別学級への措置の相談役となり、その適正化をはかったとの役割が記録されている。むろん彼女らはこうした業務と並行して、古くからの欠席児への家庭訪問等によるソーシャルワーク的アプローチも多数手がけていた。それにしても、一民間団体の活動としてヴォランティアに行なわれていた時代と比べると、障害児の存在への関与が非常に強まっているのが顕著である。この当時、移民に対する義務教育による包摂はかなりの程度進んでいたが、障害児はしばしば就学免除に該当すると見なされるなど、まさしく就学義務の境界上に位置する存在であった。公教育体制のなかに取り込まれ、その機構の末端に位置づけられたvisiting teacherが、そうした境界にまつわる問題に関与するにはそれなりの必然性があったと考えられる。

【質疑応答・討論】

以上の報告を踏まえ、質疑応答と討論が行なわれた。そのなかで、無学年特別学級と、精薄以外の障害、すなわち盲・ろう・肢体不自由・結核児向けに設置された特別学級との関係が不明である点が指摘されたほか、知能テストというテクノロジーが全米に普及する以前

のこの時代において、そもそも判別はどのように行なわれていたのか、また特別学級での処遇も不可能と見なされた子どもはどのような生活を送っていたのか、など多岐にわたる質問が出された。その多くは十分に答えることができず、今後の研究課題となった。また報告ではあまり触れなかったが、1920年代以降にコモンウェルス財団の資金援助を受け、visiting teacher の臨床心理学への関与が深まっていったとの論点をめぐって、長欠を社会の問題から個人(心)の問題と見なす立場への転換とする二元論(振り子論)は単純に過ぎ、より精緻な歴史解釈が必要ではないかとの重要な提起もいただいた。以上のような指摘を踏まえ、今後さらに米国における就学・通学支援の発展史に関する研究を続けていきたい。

本報告では、戦間期の英国における「精神薄弱者《知的障害者》」の処遇について述べた。世紀転換期において、貧困問題の解決を求める社会改革者(医師、法律家、篤志家、教育者)は、失業者や犯罪者には数多くの精神薄弱者が含まれていると認識し、彼らの終生隔離を求めた。1913年に精神薄弱法が制定され、当障害者対策に国家介入が開始された。管理庁が設立され、精神薄弱者は施設におけるケアと管理の対象になったのである。最低限の社会保障政策の実施に見られるように、当時の英国では自由主義改革が実行されており、人々は社会保障の見返りに労働により自立を求められた。精神薄弱者は労働不能な者であると認識され、社会福祉の対象になった。

だが、1920年、30年代において、精神薄弱者政策は当初の計画通りには進まなかった。労働者階級向け住宅の建設など戦後復興政策が目白押しであったために、精神薄弱者政策への財政支出の伸びが鈍化したことが一因であった。さらに、「軽度の精神薄弱者」の数が想定以上に多いと考えられ、彼らを長期にわたり収容するコロニーの数が不足していたことも原因であった。よって、戦間期における精神薄弱者政策は施設の外側における、すなわちコミュニティにおける精神薄弱者の処遇に大きく舵を切ったのであった。

本報告では、以上の時代的流れを念頭にいれた上で、コミュニティにおける精神薄弱者の処遇について検討した。先行研究であるが、マシュー・トムソン(1998年)は戦間期における精神薄弱者政策は福祉の多様な担い手により実施されていたと論じた。すなわち、国家、篤志団体、家族の連携のうえで当障害者対策が実施されていたと述べている。近年の英国社会福祉史研究では、従来の国家福祉制度化の流れを重視した枠組みを批判し、多様な福祉のアクターの役割を探求する福祉の複合体論が盛んであるが、トムソンもこの研究動向に即して議論している。

そこで、トムソン研究に大いに刺激されつつ、次の点について論じた。ロンドン市公文書館所蔵のLCC/PH/MENT/2/10-12(以下、MENT史料と略記)を利用し、精神薄弱者政策への家族の反応を探求した。この史料を詳細に分析すると、行政と家族との関係性を読み取れた。そこで、第1部ではコミュニティ対策における国家側の思惑を明らかにし、さらに第2部では家族の反応を論じ、両サイドの取り組み方の違いについて検討した。

第1部で明るみになったことは以下のとおりである。戦間期において、管理庁は軽度の精神薄弱者が施設での長期の生活ではなく、コミュニティで暮らすことを容認した。当障害者は好意的な環境、もしくは適格な監督教育下であれば働くことも可能であると認識されたからであった。地域に職業センターが開設され、精神薄弱者は当センターにて社会生活をする上で必要な能力を獲得したのであった。だが、同時期において、施設の外のケアの開始は施設数に限りがあったとの事情から実施されたにすぎず、施設収容が精神薄弱者政策のコアであった。事実、施設に収容された精神薄弱者数に占める施設からの「仮退

所者」数の割合は少なく、管理庁は彼らのコミュニティでの生活を好意的に考えていなかった。また、管理庁は仮退所した精神薄弱者が急激な社会環境の変化によって失業した場合、施設収容が必要であると認識していた。その上、精神薄弱者を自由にすれば、即刻、稼いだ金を使い果たすと判断するなど、当局は彼らの「自活能力」に大いに疑問を投げかけていた。地域に精神薄弱者を放置することは失業者数の増大、さらには彼らが引き起こす「犯罪」の増加に繋がるとの見方が管理庁にはあったのである。

第 2 部では次のようなことが明らかにされた。精神薄弱者を抱える家族の精神薄弱者政策への反応には二つのパターンが見出された。管理庁下でロンドンでの精神薄弱者政策を実行したロンドン・カウンティ・カウンシル公衆衛生局（以下、LCC と略記）、さらには 1929 年以前に同政策を委託された慈善団体の精神福祉中央協会（以下、CAMW と略記）と家族との間で「交渉」が行われた末に、精神薄弱者処遇の方向性が決定されていた。すなわち、当局から家族への「トップダウン」的な処置の決め方は実施されていなかった。まず、一つ目のパターンとして、精神薄弱者が仕事に就いている、又は家族の生活維持の手助けをしているケースでは、LCC 又は CAMW による家庭訪問は継続されるが、家庭でのケアと管理が許された。また、両親又は親族が精神薄弱者と別れたくない場合には、彼らの意向が尊重され、障害者の強制的な施設収容は見送られた。LCC 又は CAMW が精神薄弱者の施設収容を積極的に実施するのは家庭環境の変化においてであった。高齢、病気による両親の健康悪化は精神薄弱者を扶養する能力の欠如であると判断された。そして、失業による家庭の貧困化も精神薄弱者を施設に収容する大きな決め手となった。その一方、二つ目のパターンでは、扶養者の病気、高齢、失業、貧困により、両親又は親族が精神薄弱者の施設収容を推し進めた。LCC 又は CAMW のイニシアティブではなく、当事者の家族又は親族の働きかけにより施設収容が実施されたのである。

このように、家族の反応を分析すると、施設収容を決定する要素は国家側の思惑とは異なることが分かった。家庭の実情が考慮され、家族の意思が尊重されたのである。管理庁にとって、精神薄弱者の労働とは犯罪防止の意味合いに過ぎないが、家族にとっては彼らが仕事をするのは喜びであった。国家がコミュニティでの精神薄弱者の処遇を認めた理由として、施設数の不十分さを挙げたが、家族は別の理由からコミュニティ・ケアを望んだのである。つまり、障害を持つ家族の一員と家にて共に暮らすことと、彼らの働きは家庭生活に恵みを与えてくれた。施設収容の実行もまた家族からの働きかけによるものであり、LCC との交渉の上で家族の選択は重視された。

第 1 部と第 2 部との分析を通じて、以下のことを結論付けた。戦間期における精神薄弱者政策では、施設収容の理念が継続していた。コミュニティでの精神薄弱者処遇が管理庁により推奨されたが、それは施設収容の代替措置に過ぎず、実態は地域におけるケアと管理であった。だが、現場サイドでは管理庁の思惑とは異なる理由からコミュニティ・ケアが実行された。MENT 史料を分析すると、家族サイドの主体的な政策への関わりが明らかにされた。

なお、トムソン研究を乗り越えるために今後の課題について述べたい。MENT 史料では、全当事者家族は労働者階級に所属しているが、その中には「良き家庭」と表記された家族が含まれている。トムソンもこの点について認めているが、彼の説明では、「良き家庭」は労働者階級に集約されている。戦間期、「リスペクタブル」という中流階級的美徳が労働者階級の一部にも共有された事実を思い起こせば、労働者階級を一枚岩と捉えるべきではないであろう。「良き家庭」と「それ以外の家庭」との間での精神薄弱者処遇の違いについて検討し、階層別の精神薄弱者政策について論じたい。

【質疑応答・討論】

英国では家族が施設を利用することは自然な成り行きであるとの指摘があった。施設収容は公権力による強制的なものだけではなく、家族の自主的な判断によるものであったとの解釈である。英国の家族形態はそもそも核家族であることから、一家に家族の負担者を扶養するだけの能力に乏しいとの歴史学的見解もある。また、労働者階級の家庭では子どもは成長すると一家を離れる傾向にあり、家庭内には両親が取り残される向きもあった。本報告では、英国の家族史の成果が十分に反映し切れていないとは言えない。だが、MENT 史料を詳細に検討することで、行政と当事者と家族との相互間の交渉の様子を明るみに出せた。「施設を利用することが自然な成り行き」であったにせよ、その「成り行き」には当事者を抱える家族の思惑があった。例えば、当史料から伺い知れるように、彼らの年齢において両親の思いは変容した。当事者の青年期に少しの改善の兆しが見られたことへの両親の喜びが、壮年期において、両親の高齢化も重なり家族全体の将来への不安へと変わっていく様子が見てとれた。障害者の歴史研究では、従来検討されてきた議論の枠組みを意識しつつ、現場レベルの実状について解明することが必要だ。政策者側サイドの言説研究に偏りがちであった研究方法を改め、当事者と家族の声を広いあげることが求められる。

職能センターが何年間に渡り運営されていたのかについての質問があった。職能センターの設立に関わっていた組織は CAMW であった。CAMW は 19 世紀末の設立当時からコミュニティでの精神薄弱者対策に従事し、当障害者の職業訓練では優れた方法論を保持していた。戦間期において、管理庁が施設の外での知的障害者対策を実施するうえで、経験豊かな CAMW と連携したことは既に述べたが、国家から当団体への資金面での支援も実施されていた。もともと篤志家からの寄付金にのみ頼っていたので脆弱であった CAMW の財政は、このことで潤った。職能センターの設立が戦間期に増加したのも、管理庁からの資金提供に依るところが大きい。現在、個々の施設がどれくらいの期間にわたり存続したのかを探る史料が手元にはない。戦間期における国家と民間団体との連携がどの程度首尾よく実施されていたのを考察するために、この件については今後の検討課題としたい。

「コミュニティ」とは何かについての疑問が出された。報告では、「コミュニティ」は「地域」又は「施設の外」と同じ意味として使用したが、概念的な説明を怠っている。実際、戦間期において、「コミュニティ・ケア」という言葉が『管理庁報告書』において使用され

ていた。だが、「コミュニティ」が「施設の壁の外側の漠然とした空間」にすぎないのか、「家、職能センターなど、より具体的なケアの場所」を示すのか、それとも「家族、CAMWのソーシャル・ワーカーなど、ケアの担い手」を指すのか、さらには「施設の外・ケアの場所・担い手」といった全ての要素の混合体を意味するのか、『報告書』からは読み切れていない。もしくは、「コミュニティ」は「共同体」という概念と置き換えることも可能かもしれない。中央政府から、ある程度の自立性を持った「共同体」の再構築が戦間期の精神薄弱者政策から見てとれるかもしれない。当概念について明確に解答するためにも、「コミュニティ」に関する先行研究を読みすすめなければならない。

第三回研究会の記録

職業教育は教育か社会保障（福祉）か？

北村陽子（愛知工業大学）

職業教育への支援を比較・検討するグループの論点を整理するために、職業教育が包摂する内容の見取り図を提示した。その際、職業教育は、教育の領域に属すると同時に、いくつかの点においては福祉の領域にも属するという視点から8つの分類を提示した(後掲)。

そのうえで、職業教育をより精密に分析するためには、職業教育のなかで教育がもつ意味と、職業／労働がもつ意味を正しく認識する必要があると指摘した。つまり、教育あるいは職業／労働が、統合の論理として働くのか、排除の指標として設定されるのか、管理の手段として利用されるのか、という点を個別の事例において注意深く検討する必要がある点を強調した。

また下記4)に関連して、障害者や女性への職業教育が実際に社会への(再)統合を促進するのを見極めるべきであると指摘した。障害者の就業は、ある特定の分野や企業に偏ることが多く、それがほかの事例と同じ度合いで社会への統合を意味するのを検証していかなければならないからである。

さらに下記6)と7)に関連して、ワークフェアの方針についてとくに言及した。それは近年失業対策として導入されたシステムであり、福祉のための職業訓練、あるいは福祉のための労働、その労働のための教育／訓練を要求する、いわば条件付き福祉の手段として、そして受給者を労働に動機づける管理の手段として利用するシステムである。この点について、すでに多くの論者が指摘している、市場の論理を福祉に適用するのか／していいのか、ということに言及した。

そのほか、下記4)および6)で言及している「授産」という用語の指す内容があいまいで、報告者自身がきちんと分類できない旨を告げ、サーヴェイ報告をもとに全体の議論で検討することを課題として提示した。

最後に、報告者自身のテーマでもあり問題関心の強い領域である、戦争の影響について、ドイツの事例を簡単に紹介した。とくに戦争障害者となった男性たちや兵士として出征した扶養者を失った遺族たちには、国家による援護があったとはいえ、援護の基本方針は「労働による自立」を進めるものだったため、経済的な生活再建のかなめとなる(再)就職を促進する職業(再)教育プログラムが援護の中核とされたのである。

3つの報告のあと、8分類で捕捉しきれなかった点について、全体の議論のなかで2点が追加された。これらを加えて、職業教育に包摂されるものは次の10分類になる。

1) 福祉国家における経済的「自立」の前提：社会への統合

- 2) 若者においては、学校教育と職業生活とのあいだをつなぐもの
(その際、身体・健康の管理から人材管理をする側面があることを考慮する必要がある)
- 3) 成人教育の一環である場合もある
(職業に(再び)就くために、高度な技能/異なる技能の習得を目指すなど)
- 4) 障害者、女性の場合、社会参画の手段ともなる
障害者の場合 (cf. 授産施設での作業訓練)
女性の場合 (cf. ソーシャルワーカー養成の専門教育)
- 5) 犯罪者の更生手段となる場合もある
- 6) 福祉給付の一形態である場合もある (cf. 生活保障のための授産)
- 7) 福祉給付の前提である場合もある (cf. ワークフェア)
(現行の失業給付プログラムが該当する)
- 8) 経済的「自立」をした要支援者への公的支援削減の緒 (cf. 生活保護の受給要件)

追加点としては：

- 2) に関連して、2)' 主として若者においては、企業内教育/初等教育の補完ともなる
- 5) に関連して、5)' 浮浪者/浮浪児を収容して労働させる場合もある

先に全体の課題とした授産の意味づけについては、障害者の就労に関するものや、失業対策に相当するものなど、時代や地域によってその内容が変動することが分かったため、グループ内での課題として、引き続き事例の調査と枠組みの検討を進めていくことが確認された。

20世紀初頭のイギリスにおける民間企業の職業教育と福祉職員
—キャドベリー社の事例から—

土井貴子(比治山大学短期大学部)

本報告は、イングランド中西部の都市バーミンガムにあるイギリスを代表するチョコレート製造会社であったキャドベリー社を事例として、1906年から1930年ころまでの一企業における青少年の教育の基本的な部分をまとめ、報告した。また、同社の福祉職員であったモード・グリフィスを取り上げ、彼女の職務と教育歴について報告した。以下、報告の概要を示す。

キャドベリー社は、1860年代にチョコレート飲料「ココア・エッセンス」を、1900年代に固形チョコレート「デイリー・ミルク」を開発し、業界2位の企業に成長していた。本報告が対象とした時期の始期にあたる1906-7年頃にはおよそ5,000名の従業員を擁す企業となり、従業員数からみた企業規模も全国85位であった。このころから従業員の雇用と教育が組織化されはじめた。従業員は14歳以上の男女を教育面での技能、人物、身体的能力を基準として地元の職業紹介所(Labour Exchange)を通じて採用した。教育面での技能では学校教育での学力標準が審査された。学校での成績の良さは、出席率の高さを示しており、それは家庭の環境の良さや規律や従順さの内面化の程度を示すものと考えられた。従業員の大半は、1914年まで基礎学校卒業生で占められた。本報告で対象とする時期の従業員の学歴は、依然として多くは基礎学校出身者で占められていたけれども、中等学校出身者も徐々に増加していった時期であった。

1906年以降、教育事業が本格的に始められた。この時期のキャドベリー社の教育事業は、①企業内教育(新入社員教育(Initiation School for new employees)・昇進のための訓練(Promotion Training)・主任養成・試験)、②奨学金、③演劇や音楽やオペラの Works Societies を組織したレクリエーション活動、④主として14歳から18歳の従業員を対象とした学校教育制度に位置づけられる補習学校での教育にわけられる。本報告では④の補習学校での教育について報告した。

キャドベリー社では、1913年から18歳以下の全従業員に昼間補習学校に通うことを義務化した。その特徴は、就職時に保護者の同意が求められたこと、受講料を会社が負担したこと、さらに学習にあてられた時間分の賃金も支給されたこと、教育歴や職種にかかわらず全従業員が対象とされたことがその特徴としてあげられる。また教育内容に関しては、体操や水泳といった身体訓練が重視されていたこと、職業に直接かかわる内容に限定されないこと、性別でカリキュラムが異なることが指摘できる。キャドベリー社は、従業員の出席状況や成績を記録し、活用した。会社側からすれば学校の秩序を維持するために出席と報告を監視しており、かつ奨学金受給の審査における判断材料や昇進時の資料として従業員の教育記録を維持していた。

14歳から18歳までの青少年の教育と労働とは競合関係にあった。1918年には、1918年教育法によって全日制の学校に通っていない14から18歳までの若者に無償でパートタイムの就学を強制し、そのために昼間補習学校を設置することが規定された。こうした状況のなかでキャドベリー社は、昼間補習学校への就学を義務化したのである。本報告では、昼間補習学校の運営、教師、生徒、カリキュラムをキャドベリー社と地方教育当局の関係という観点から考察した。キャドベリー社の従業員が就学した昼間補習学校の運営、財源の確保、教職員の配置は、基本的に地方教育当局によった。ただし、校舎はキャドベリー社によるものであり、その維持費も負担していた。また、体操と水泳の教師はキャドベリー社が任命した。昼間補習学校の生徒は、キャドベリー社の従業員に限定されなかった。カリキュラムについても、キャドベリー社は統制権を制度上は持たなかったし、一般教育もカリキュラムに組み入れられていた。ただし、地方教育当局の下に設置された昼間補習学校諮問委員会の委員にキャドベリー社の代表も入っており、年長者のクラスには工場の仕事に合致した内容が取り入れられていた。

このキャドベリー社による昼間補習学校の取り組みは、学校教育制度全体からみると例外的なものであり、会社側からみると極めて優秀な従業員を見つける方途や労働者の管理法の1つと位置づけられる。

報告の後半では、キャドベリー社の福祉職員であったモード・グリフィスを取り上げ、彼女の職務と教育歴について報告した。モード・グリフィスは、キャドベリー社に1916年10月25日に35歳で就職し、1921年3月16日に41歳で父親の介護のために故郷に戻るために退職したおよそ4年半福祉職員として勤務した。彼女が担った職務の一つは、1918年に設置された *bourneville works women's council* の事務局長であった。*bourneville works women's council* はキャドベリー社の女性従業員の福利と社会保障を扱う部門であり、疾病にかかわる給付と奨学金支給がその主要な役割であった。

グリフィスは、先に見た女性従業員の教育歴ではおよそ1%程度しかいなかった大学卒業者の一人であった。もともと基礎学校教師であった彼女は、労働者教育協会の成人学生から奨学金を得てオックスフォード大学に進学し、セント・ヒルダズ・ホール(女子カレッジ)で経済学・政治学ディプロマ・コースを履修し、修了した。そこで経済学と政治学の歴史的・实际的側面を学んだ。その後福祉職員としてキャドベリー社に就職した。こうした彼女の経歴からみると、グリフィスは労働者階級出身の女性であり、いわば工場で働く女性たちと同じ環境の中で育った仲間であった。彼女の存在は、女性従業員にとってモデルとして映ったとも考えられる。この点の実証は今後の課題である。

【質疑応答・討論】

キャドベリー社による14歳から18歳の全従業員の昼間補習学校の義務化の取り組みは、学校教育制度からみると例外的な事例である。本報告後の議論では、本事例でみた昼間補習学校義務化の取り組みは、研究テーマの教育「支援」とその排除性からみるよりも、全

体として従業員のための娯楽としての教育事業であったのではといった指摘や、女性従業員にとっての結婚準備としての意味といった観点などの意見をいただいた。また、学校教育との接続の点からこの事例を位置づけることについても指摘をいただいた。報告内容の後半のグリフィスの果たした役割についてはこれからの課題である。女性従業員に対する疾病給付と奨学金支給における支援と助言のなかで彼女の果たした役割を考察する。

「福祉国家」構想と〈授産〉の歴史的布置
——教育機会と生存保障のはざままで——

森 直人（筑波大学）

本報告の目的は、〈社会（的）な問題〉の克服あるいは安全＝安定化を志向する「福祉国家」構想において、「職業教育／訓練」がどのような位置を占めてきたのか、またそこにおける人びとの包摂と排除の機制はいかなるものであったかを問う問題設定の明確化を図ることにある。その際、職業／労働をめぐる「教育」と「福祉」の境界線が歴史的に変動する具体相を析出する視点として〈授産〉という事業／実践に焦点化することを提起した。

「福祉国家」の構想へと連なる介入主義的行政国家への転態を促したのは、自由主義的近代の到来によってそれまで生存を保障してきた労働をめぐる後見関係から投げ出され、溢れだした無産の賃金労働／失業者の群れであった。危機に瀕した社会的統合を新たに再編し回復するため、そうした「自由な労働」ゆえの困難（不安定性／従属性／社会的尊厳の欠如）に陥った大量の貧窮民を包摂するための技法と制度が——もちろんそれは当初から一貫して存在したものではなく眼前の状況への手探りの対応に次ぐ対応の連なりとして——構想・設計されてゆく。

それらは大きく 2 つの領域あるいは問題枠組みからなってきた。一つは〈労働〉の領域あるいは問題枠組み、もう一つは〈扶助〉の領域あるいは〈救済〉という問題枠組みである。前者は端的には社会保険制度という形に結晶化するが、社会的保護の仕組みの基盤を自由主義的な契約関係として位置づけ直された雇用＝賃金労働に置くことにより確保しようとする。この 19 世紀自由主義的近代がもたらした〈社会問題〉への対応として 20 世紀前半にかけて整備されてゆく前者の仕組みに対して、後者の社会扶助は歴史を貫いて存在した第一次社会関係にもとづく貧窮者への支援／救済の実践もしくはその等価物の領域である。したがって Esping-Andersen(1990=2001)以降の比較福祉レジーム論が検討する「福祉国家」類型の多様性とは、最終的にはこの二つの領域／問題枠組みがそれぞれの社会＝国家における先行の歴史的条件からどのような形で分節され、かつ結びつけられてきたかという経緯に依拠している。歴史的には後者が先行しながら、労働の自由化によって現前化した「労働可能な窮民」という矛盾をはらんだ存在が転軸機となり「福祉国家」の実現に向けた歩みが始まる。

そこで最も重要な分割線となったのは労働可能／不可能の二分法である。「労働可能な窮民」には仕事を（そして雇用＝社会保障による安全を）、「労働不適格な無能力者」には「救済を受ける権利」にもとづいて扶助＝救済を、という二重性が「福祉国家」構想に刻印される（ここで見落とされてならないのは、注意深くその範囲が定められた「労働不可能」者に対して扶助による最低限生存を保障することが、「救済を受ける権利」の一般化を否定する根拠としてかなり早い時期から表明されていたことであろう）。

窮民＝失業者として一括りに分離・収容された一群の人びとは治安／矯正の対象でもあり、それゆえ「労働可能な窮民」には労働の義務にもとづく強制＝矯正労働として仕事を与えられた。だが以後、「仕事を与える」（＝労働編成）への国家介入は——社会主義という選択肢を採らない限り——抑制され、「労働可能な窮民」は〈労働〉の枠組みに則った社会保障の仕組みへと回収される（不完全雇用対策としての公共事業活用に限定するケインズ主義的社会国家）。そして残された「労働不可能」な人びとは、高齢者・疾病者・障害者・女性（子どもを抱えた寡婦）・子ども（捨子・孤児）といった「無能力」性の根拠の異同に応じて分岐・専門化した制度／実践の対象として分節化されてゆく。

ここで素描した〈労働〉と〈扶助〉との分節／接合の具体的なありようは比較福祉レジーム論が提起する各類型の描き直しにもつながる問題であり、個別の実証的検討に付される必要がある。本報告は、(一国主義的な)歴史的アプローチとクロスセクショナルな定量研究とに二分されてきた比較福祉レジーム論の比較＝歴史研究としての再編という目的に照らし、戦略的な分析視点として〈授産〉の歴史的布置に注目することを提起する。

〈授産〉すなわち「生業の扶助」は、上でみた「福祉国家」の構想が形をとってきた歴史的経緯を踏まえても、きわめて両義性の高い領域である。それは「生業を扶助」されれば「労働可能」な人びとを対象とする。だが、「生業の扶助」を全面的に展開することは労働編成の全面化（＝生産手段の社会化）を意味するから、自由主義に立脚するかぎり自ずとその領域は限定され、対象は選別されなければならない。〈授産〉は「福祉国家」構想の基軸をなす〈労働〉と〈扶助〉の二領域をわたる遷移帯にある。

それだけではない。具体的な〈授産〉という社会的実践においては、必然的に（最低限の）職業訓練が付随する。労働機会や手段の提供だけで「無能者」がすぐさま「労働可能」に転換するわけではないからだ。こうした授産＝職業訓練の実践／制度は、それぞれの歴史的文脈に応じた多様性をみせつつも、その後の公共職業訓練を形成する系譜をなすであろう。

ここに〈授産〉が帯びるもう一つ固有の境界性を指摘することができる。それは労働機会の提供に付随した〈授産＝職業訓練〉と、労働機会の提供を伴わずに「労働可能」性を引き出し発展させようと働きかける〈学校＝職業教育／訓練〉との間にある。身につける「能力」がどの程度のタイムスパンへの対応を見込まれ、どの程度の可塑性をもったものとして位置づけられるか、またテクノロジーの進展が人びとに潜在する「労働可能」性の発見／引き出し／増進／発展にどこまで影響を及ぼすか、さらに労働が社会的富の源泉として認識される程度に応じてどこまでの範囲の人びとが「労働生産性」という観念の支配下に置かれるか、等々がこの問題系を形づくる。

一方で「発達可能性」という「教育の論理」が組み込まれることで、〈労働〉と〈扶助〉の二軸により構成される「福祉国家」の構想・設計がどのような変異を生みだすかがここでの歴史的検証の課題となる。それは社会的実践と教育的実践とを画す境界線の揺れや、その制度的な分節＝連結のプロセスを問うものともなるだろう（たとえば、教育制度が職

業訓練を包含することに忌避的でありつづけた日本で、1920年代末から30年代に授産事業が職業補導事業のなかに位置づけられてあったことは、労働と結びついた社会的安全の確保が日本の場合にはもっぱら教育から職業への移行の保障という形をとることになる萌芽だったのではないか。

報告では日本を事例として〈授産〉の歴史的布置を検討するための若干のパイロットサーヴェイもあわせて試みた。報告を受けた議論のなかで、「授産」事業という言葉の内包にみられる重点の移動、すなわち失業者対策から障碍者の「福祉的就労」に至るまでの歴史的な変動をより詳細に検証していく必要性が指摘された。とくに後者については、1979年の養護学校義務化の動きが授産事業の位置づけとどのように絡み合いつつ展開したかを具体的な実践者のレベルで押さえていくことが重要な検討事項として指摘された。